

## 境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、0歳から小学校入学前までの幼児（以下「未就学児」という。）を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞（以下「アートスタート」という。）の機会の提供を行う団体の活動を支援することにより、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育てていくことを目指すとともに、生活の中に文化・芸術が根付き、文化・芸術を支えていくことができる人材の育成を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、別表1に定める団体とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、第2条の目的を達成するため、別表1に定める補助対象事業を行う補助対象者に対し、同一年度内に1団体1事業に限り予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表1に定める補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とする。ただし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、補助対象事業を開始する日の30日前までにしなければならない。

2 規則第5条に規定する交付申請書及び当該交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条に規定する交付決定通知書は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第8条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は補助対象経費の2割を超える減額
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(実績報告)

第8条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき規則第9条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(額の確定)

第9条 規則第11条の交付額確定通知書は、様式第6号によるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

<p>1 補助対象事業</p>	<p>アートスタートの機会を提供する事業。ただし、入場料を徴収しない事業は除く。</p>
<p>2 補助対象者</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う次のすべての要件を満たしている団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）団体の目的及び事業内容等が明らかになる規約等を有すること。</li> <li>（2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。</li> <li>（3）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。</li> <li>（4）団体活動の本拠としての事務所を市内に有すること。</li> </ul>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>アートスタートの提供に必要な経費（公演料、宿泊料、旅費、印刷製本費、会場使用料、運搬費等で食糧費を除く。）</p>

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を下記のとおり受けたいので、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第5条の規定により申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

様式第2号（第5条、第7条関係）

事業計画（報告）書

事業名	
実施時期	<p>年 月 日（ ） 時 分 開場</p> <p>年 月 日（ ） 時 分 開演</p>
会場	
入場（予定）者	<p>総入場（予定）者数 人</p> <p>（内訳：未就学児 人、未就学児以外 人）</p>
目的	
事業内容	
出演者氏名 （団体名）	
入場料金	
共催者等	
その他	

様式第3号（第5条、第7条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

事業名： \_\_\_\_\_

【収入】 (円)

項 目	金 額	内 訳
市補助金		
自己資金		
そ の 他 ( )		
計		

【支出】 (円)

項 目	金 額	内 訳
計		

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

境港市長 印

境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円  
(算定基準額 円)

3 交付の条件

規則及び境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった標記補助金の実績について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

3 補助金の交付決定額 円

4 補助金の精算額 円  
(算定基準額 円)

5 添付書類


- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他



様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

境港市長 

境港市アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業補助金等交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした標記補助金について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円

3 補助金の確定額 円